

「もったいない」から始まる 「環境ライフ」のすすめ シリーズでゴミ問題考える



ラジラス

①



買い物にはマイバッグを使って

今回は第一回目。今後、毎月本紙の十五日号に身近なゴミ問題について連載をしてい

お届けします。

これを解決するには、市民・事業者・行政が、一体になっ

わしたたちの生活の中から必ず出てしまう「ゴミ」。この

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

食品衛生法が改正され、五月二十九日(月)から、原則として全ての農薬に残留基準値が設けられ、基準値以上に農薬が残っている農作物などは流通できなくなります。

連絡・相談先	
関係機関名	電話番号
市役所児童家庭課 家庭児童相談室	223-4148
前橋保健センター	223-8844
大胡保健センター	283-7311
宮城保健センター	283-3366
粕川保健センター	285-3857
県中央児童相談所	261-1000
ぐんまこども相談センター (児童相談所内。毎日24時間受け付け)	0120-783-884 263-1100
前橋警察署	252-0110
前橋東警察署	225-0110
大胡警察署	283-0110
法務局 (子どもの人権110番)	243-0760

児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。虐待かどうかは、親の意志とは無関係で、子ども自身が苦痛を感じているか、子どもにとって有害かという、子どもの立場最優先で判断します。たたく音や子どもの叫び声、不自然



子どもたちの笑顔を守るのはあなたです

大切な子どもをみんなで守ろう 地域ぐるみで虐待を防止

な泣き声が聞こえるなど、あなたの周りに「虐待を受けているのでは」と思われる子どもがいたら、迷わず左表の機関、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へ連絡してください。

●身体的虐待
殴る、ける、やけどを負わせるなど。

●性的虐待
性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体にするなど。

●ネグレクト（養育放棄）
食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に長時間放置するなど。

●心理的虐待
言葉による脅し、無視、兄

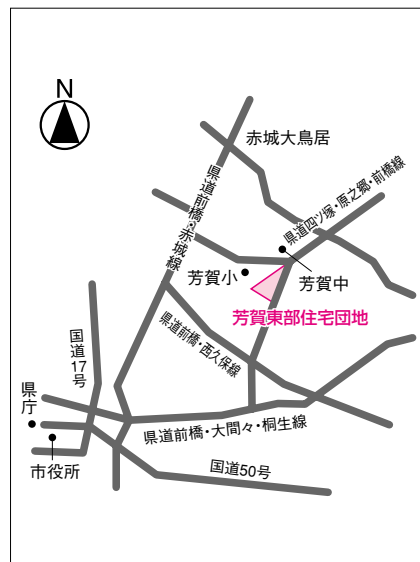
児童虐待の連絡（通告）を受けた場合、関係機関と連携してチームで情報収集や親子の支援・援助を行います。危険が大きいときは、児童相談所で子どもを一時保護したり、子どもを施設に入所させたりします。入所させた場合も各関係機関がそれぞれの役割を担いながら、親子を支援し見守り続けていきます。

児童虐待の連絡（通告）を受けた場合、関係機関と連携してチームで情報収集や親子の支援・援助を行います。危険が大きいときは、児童相談所で子どもを一時保護したり、子どもを施設に入所させたりします。入所させた場合も各関係機関がそれぞれの役割を担いながら、親子を支援し見守り続けていきます。

児童虐待の連絡（通告）を受けた場合、関係機関と連携してチームで情報収集や親子の支援・援助を行います。危険が大きいときは、児童相談所で子どもを一時保護したり、子どもを施設に入所させたりします。入所させた場合も各関係機関がそれぞれの役割を担いながら、親子を支援し見守り続けていきます。

児童虐待の連絡（通告）を受けた場合、関係機関と連携してチームで情報収集や親子の支援・援助を行います。危険が大きいときは、児童相談所で子どもを一時保護したり、子どもを施設に入所させたりします。入所させた場合も各関係機関がそれぞれの役割を担いながら、親子を支援し見守り続けていきます。

芳賀東部団地の宅地を分譲中です マイホームを建てませんか



芳賀東部団地分譲区画の概要			
区画数	面積	単価	分譲価格
10区画	160.45㎡ (48.53坪)	3万6,300円/㎡ (12万円/坪)	671万3,322円 ～
	329.51㎡ (99.67坪)	4万9,300円/㎡ (16万2,975円/坪)	1,443万2,538円

●分譲案内パンフレットの配布
●面積・価格
●分譲案内パンフレットの配布
●面積・価格